

議案第103号

佐野休日歯科診療所の指定管理者の指定について

佐野休日歯科診療所の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年12月6日提出

佐野市長 金子 裕

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

佐野市大橋町2042番地

佐野休日歯科診療所

2 指定する指定管理者

佐野市大橋町2182番地

一般社団法人佐野歯科医師会

会長 柳 川 敏 夫

3 指定管理者に指定する期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

佐野休日歯科診療所について、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条

の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7－11 …省 略…

議案第103号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	一般社団法人佐野歯科医師会
種 別	一般社団法人
設立年月日	平成25年1月31日
会 員 数	63人
設立の趣旨	日本歯科医師会及び栃木県歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、市民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって市民の健康と福祉を増進することを目的とする。
事業概要	(1) 医道高揚に関する事項 (2) 社会保障制度における市民歯科医療の確立に関する事項 (3) 公衆衛生・歯科保健の研究と市民への普及啓発に関する事項 (4) 歯科医学・歯科医療の進歩発展に関する事項 (5) 歯科医学教育の研究と整備に関する事項 (6) 歯科資材の改良研究と評価に関する事項 (7) 歯科医師の研修に関する事項 (8) 社会保険に関する事項 (9) 学校保健に関する事項 (10) 歯科技工士及び歯科衛生士、歯科助手の教育に関する事項 (11) 市民及び会員への広報活動に関する事項 (12) 会員の福祉・歯科医業の向上に関する事項 (13) 無料職業紹介事業に関する事項 (14) その他、本会の目的を達成するに必要な事項
類似施設での指定管理の実績	なし